に依て各方面に亙る都市計畫の樹立さるゝ運に至るべきを以て燒失區域に於てはそれまでは本建築に着手することは帝都復興の都市計畫の實行をして圓滑ならしむる爲め此の際之を差控へられんことを切に希望する所なり横濱市に付ても亦同樣なり

○司法省告示第十八號

東京區裁判所林町出張所は本年九月一日、同區裁判所二長町出張所は同月三日火災に罹り同出張所に備へありし不動產登記及漁業組合登記に關する帳簿及書類全部燒失したり

燒失したる登記簿若は共同人名簿に登記を受けたる者又は同出張所に對し登記に關する通知若は囑託を爲したる官廳、公署は大正十三年三月十五日迄に登記回復の申請を爲し又は其の通知若は囑託を爲すへし

前項に定めたる期間内に不動產に關する登記の回復を申請し又は其の囑託を爲すときは登記したる權利は仍前登記簿に於ける順位を有すへし

燒失したる共同擔保目錄、工場財團目錄又は圖面を差出したる者は大正十三年三月十五日迄に更に之を差出すへし

登記回復の申請に付ては特に左の事項を注意すへし

第一　登記回復の申請書には登記濟證を添附するを本則とするも登記濟證なきものに付ては此際前主の登記濟證、登記簿の謄本抄本、船舶登記證書、土地臺帳謄本、船舶原簿の謄本抄本、區役所の證明書、他の登記簿の謄本抄本（共同擔保の一部の登記簿の謄本抄本等）等を添附すること

登記に付公告の定めあるものに付ては登記の公告を揭げたる官報又は新聞紙を添附すること

第二　前項に揭げたる添附書類なき場合と雖登記事項の證明ありと認むるときは申請を受理すへきに依り隣地所有者又は權利上利害の關係を有する者の證明書其の他苟くも證據となるへき書類は之を添附して申請すること

第三　前二項の證據書類なきものに付ては回復登記の申請を受理することを得さるも登記所は出來得る限り回復登記に關し便宜を計るへきに依り當事者は兎に角回復すへき登記事項を登記所に申出つへし

大正十二年九月十五日

司法大臣　平沼騏一郎

○司法省告示第十九號

東京區裁判所林町出張所は本年九月一日、同區裁判所二長町出張所は同月三日火災に罹り同出張所に備へありし確定日附簿全部燒失したるに付同出張所に於て確定日附を附したる私書證書を所持する者は大正十三年三月十五日迄に其證書を差出すへし

大正十二年九月十五日

司法大臣　平沼騏一郎

○遞信省告示第千四百二十七號

大正十二年九月一日の震災の爲め東京府、埼玉縣、神奈川縣、靜岡縣下に在る郵便官署中執務不能のものは九月一日以降局務恢復に至る迄臨時郵便事務の取扱を停止し又は其の取扱事務の制限を爲したるに付左記の通り心得ふへし

一　罹災地局にして郵便事務に制限を付し取扱を爲し得へきものは機宜の方法に依り其の取扱局名を公告す

二　郵便事務取扱に制限を付したる局は左記範圍の郵便物に限り取扱を爲す

1 災害關係に付官公署に發著する第一種及第二種普通通常郵便物

2 罹災者より地方に發する第一種（無封書狀を除く）及第二種普通通常郵便物

3 罹災地官公署より他地方に發する第一種（無封書狀を除く）及第二種普通通常郵便物にして急を要し且重量十匁を超へさるもの

4 官報

5 東京市内に在ては郵便事務制限取扱を爲す局區内相互間に發著する第一種（無封書狀を除く）及第二種普通通常郵便物

6 前各號の郵便物は郵便局窓口に差出したるものに限る

三　郵便事務制限取扱局の郵便受付時間は午前八時より午後五時迄とす

四　罹災地局は當分の内郵便物の取集及配達を爲さゝることあるへし

五　罹災地局に於ては郵便私書函使用及閉嚢配達請求に對し當分の内其の使用を停止し又は普通配達の方法に依ることあるへし

六　震災前に差出したる郵便物は其の配達局の事務恢復に從て之を配達せしむ

七　郵便事務の停止又は制限取扱の爲取扱を爲さゝりし期間は留置郵便物、代金引換郵便物、集金郵便の留置又は取扱期間に算入せす

八　震災及之に基く火災等に依り罹災地局取扱中の郵便物にして亡失又は燒失したるものあるへし此等郵便物に對しては郵便法第三十五條第二號に因り損害賠償の責に任せす

○遞信省告示第千四百二十八號

震災及標識燃料供給不能の爲左記の航路標識は燈火消滅せり

但し復舊又は假燈點火の上は更に告示すへし

大正十二年九月十五日

遞信大臣　犬養　毅

燈臺

勝浦（千葉縣夷隅郡）

野島崎（同　安房郡）

洲ノ崎（同　同　）

大島（東京府伊豆大島）

劍崎（神奈川縣三浦郡）

觀音崎（同　同　）

第三海堡（東京海灣）

横濱北水堤（横濱北及東兩水堤端）

横濱東水堤（横濱北及東兩水堤端）

羽根田（東京府羽根田洲外端）

挂燈浮標

本牧（横濱港口）

川崎（羽根田洲ノ南端）

荒洲水中音信號（横濱港外）

品川及第二海堡の兩燈臺は震災の爲沈下傾斜し燈火一時消滅せしも從前の通點火復舊せり

以上は震災時より十五日間に於ける諸件中重なるものを拔揭して讀者諸賢の參考に資したるものなるが、後半月に至りては電信郵便新聞官報通信等相繼で復舊し、地方新聞等も特派員を派して京濱の新聞にも劣らざる詳報をなしたるは、一般の既知するところなるを以て餘は之を省略す。

道路改良宣傳伊那節

○道を改修したや平に直ぐに　伊那の平と云小樣に
○伊那の谷だと云はれたけれど　今じや自動車の行き交ひ
○伊那はよいとこお米もあまる　繭もとれたり道もよい
○道の手入れを見りや其の村の　人の善し惡しすぐ知れる
○道は遠くも伊那路は嬉し　馬車や自動車が行き交ひ
○さア行きましよ伊那路の旅に　水もよければ道もよい
○天龍川邊を合乘自動車　清き流れを見て通る
○主さ出て見よ自動車が通る　昔しや馬の脊で越した道
○乙女可愛やつまづく石を　人の爲だと片付けた
○樣に逢ひたや心は急ぐ　早く自動車通したい
○道のよくないお里の人は　文明開化にやなれはせぬ
○道を改修して山奥までも　主と自動車飛せたや

道路改良會の趣旨に基き通俗的にこれを一般に徹底する樣に宣傳したいと思ひまして古來から伊那の獨特として謠はれて居る伊那節の新作を致しました之れを宣傳隊の標語や其の他と共に普く謠ひ傳へて早く理想の實現を期したいと思ひます

長野縣上伊那郡道路改良聯盟